

令和8年度 就学援助制度について（お知らせ）

東広島市教育委員会

東広島市では、市内の市立小・中学校に通学するお子さま、または市内に居住し市立以外の小・中学校に通学するお子さまの就学のために経済的な援助を必要とする保護者の方に、次のとおり学用品費や給食費などを援助する制度を設けています。

1 援助を受けることができる方

区分	申請理由	申請に必要な書類等											
1	生活保護を受けている方	不要											
2	市民税が非課税である方（世帯全員）	不要（※）											
3	市民税が減免されている方（世帯全員）	市民税・県民税更正（賦課）決定通知書の写し（※）											
4	固定資産税が減免されている方（世帯全員） （家屋新築による減額とは異なります。）	固定資産税減免通知書の写し											
5	国民年金保険料が減免されている方	国民年金保険料免除申請承認通知書の写し											
6	国民健康保険税が減免されている方	国民健康保険税減免申請に伴う承認通知書の写し											
7	児童扶養手当の支給を受けている方 （児童手当や特別児童扶養手当とは異なります。）	児童扶養手当証書の写し											
8	その他経済的に困窮している方 （同一生計者全員の総所得で審査します。）	不要（※）											
	所得の目安額 世帯員の年齢、住居状況（持家、借家）などにより額は異なりますので、目安としてください。												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯人数</th> <th>2人</th> <th>3人</th> <th>4人</th> <th>5人</th> <th>6人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世帯の年間総所得 （収入ではありません）</td> <td>約250万円</td> <td>約300万円</td> <td>約335万円</td> <td>約365万円</td> <td>約410万円</td> </tr> </tbody> </table>	世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人	世帯の年間総所得 （収入ではありません）	約250万円	約300万円	約335万円	約365万円	約410万円
世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人								
世帯の年間総所得 （収入ではありません）	約250万円	約300万円	約335万円	約365万円	約410万円								

年間総所得とは ・給与所得者の場合は、源泉徴収票の給与所得控除後の金額です。
 ・世帯に2人以上所得がある場合は、所得のある者全員の所得額を合算した額です。
 ・事業所得等でマイナス所得等がある場合は、0とみなします。

（注）支出面（住宅ローン、進学費用、返済金等）については考慮しません。
 なお、その他特別な事情により、今年になって世帯の収入が激減した等の場合は学事課までご相談ください。

※ 申請理由2・3・8で申請される方は以下のとおり必要書類を提出してください。

住居実態	必要書類
令和8年1月1日現在、東広島市に住所がある方	不要 ※所得の申告をされていない場合は、認定審査ができませんので、必ず所得の申告をしてください。所得がない場合も必要です。
令和8年1月1日現在、東広島市外に住所があった方	住所があった市区町村が発行する令和8年度の「市・県民税課税（非課税）証明書」や「所得証明書」等の課税額や所得額が確認できる書類

（備考）

- ・同一生計者の中で東広島市外に住所を有する方がいる場合は、世帯状況等の確認のため、東広島市外に住所を有する方の住民票（マイナンバーは不要）の提出が必要です。
- ・世帯状況によっては、教育委員会が指示する書類が別に必要になる場合があります。

2 申請の方法等（前年度に就学援助を受けている方も新たに申請が必要です。）

就学援助を希望される方は、「就学援助費申請書」を学校から受け取り、必要事項を記入のうえ、申請に必要な書類を添えて直接学校に提出してください。（添付書類が手元に揃っていない場合でも、先に申請書を提出しておき、追って添付書類を提出してください。）

- 兄弟姉妹で別々の学校に通学している場合は、それぞれの学校に提出してください。
- 年度途中の申請も随時受け付けていますが、原則として申請月の翌月以降の援助のみが支給対象となります。
- 新入学学用品費の入学前支給を受けた方も申請が必要です。

3 援助の種類と支給額 ※内容、金額は変更する場合があります。

(1) 援助の種類 ※○は支給費目であることを示します。

学校区分	保護者の住所	生活保護の受給	学用品・新入学学用品費	校外活動費	修学旅行費	卒業アルバム代	学校給食費	医療費	体育実技用具費
東広島市立小・中学校	市内	なし	○	○	○	○	○	○	○
		あり	-	-	○	-	-	○	-
	市外	なし	-	-	-	-	○	○	-
		あり	-	-	-	-	-	○	-
市立以外の小・中学校	市内	なし	○	○	○	○	-	-	○
		あり	-	-	○	-	-	-	-

※令和8年度から小学校の学校給食費は保護者負担が0円となったため、中学校のみ就学援助の支給費目となります。

(2) 援助の支給額

区分	学用品費等	新入学学用品費	宿泊を伴う校外活動費	宿泊を伴わない校外活動費	修学旅行費	卒業アルバム代	学校給食費	医療費	体育実技用具費		
小学校	1年	11,630円	57,060円	実費 (3,690円 限度)	実費 (1,600円 限度)	-	-	-	-		
	2~5年	13,900円	-							実費 (34,000円 限度)	実費 (11,000円 限度)
	6年										
中学校	1年	22,730円	63,000円	実費 (6,210円 限度)	実費 (2,310円 限度)	-	実費	実費	実費 (7,650円 限度)		
	2年	25,000円	-						実費 (74,500円 限度)	-	-
	3年										

- 援助費の支給は、学校給食費以外は、市から学校を通じて保護者の皆さまへ行います。
- 学校給食費については、保護者の皆さまには支給せず、市が代わりに就学援助費から直接支払います。
- 『学用品費等』は前期・後期に分けて支給します。年度途中から認定された方は月割での支給となります。ただし、他市町村で同様の援助を受けていた方には、重複するため支給は行いません。
- 『新入学学用品費』は、4月分から認定された新1年の児童・生徒のみが支給対象となります。ただし、入学前支給を受けた方には、支給を行いません。
- 『卒業アルバム代』は令和9年3月1日時点で認定されている方のみ支給対象となります。
- 『医療費』は学校病（トラコーマ、結膜炎、白せん、疥せん、膿痂疹、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、むし歯、寄生虫病）が対象となります。また、治療費のうち保険診療部分のみが支給対象となります。なお、他の医療制度（ひとり親家庭等医療費助成制度、こども医療費助成制度）と併用はできませんのでご了承ください。
- 『体育実技用具費』は中学1年生が購入する柔道着が対象となります。
- 学期途中で市外に転出したり、申請理由に該当しなくなったりした場合は、学校に連絡してください。その場合、援助費の全部または一部を返還していただくことがあります。

わからないことがありましたら、お子さんの通学している学校または東広島市教育委員会学事課へご相談ください。

東広島市役所 北館3階 学事課 電話：(082) 420-0975